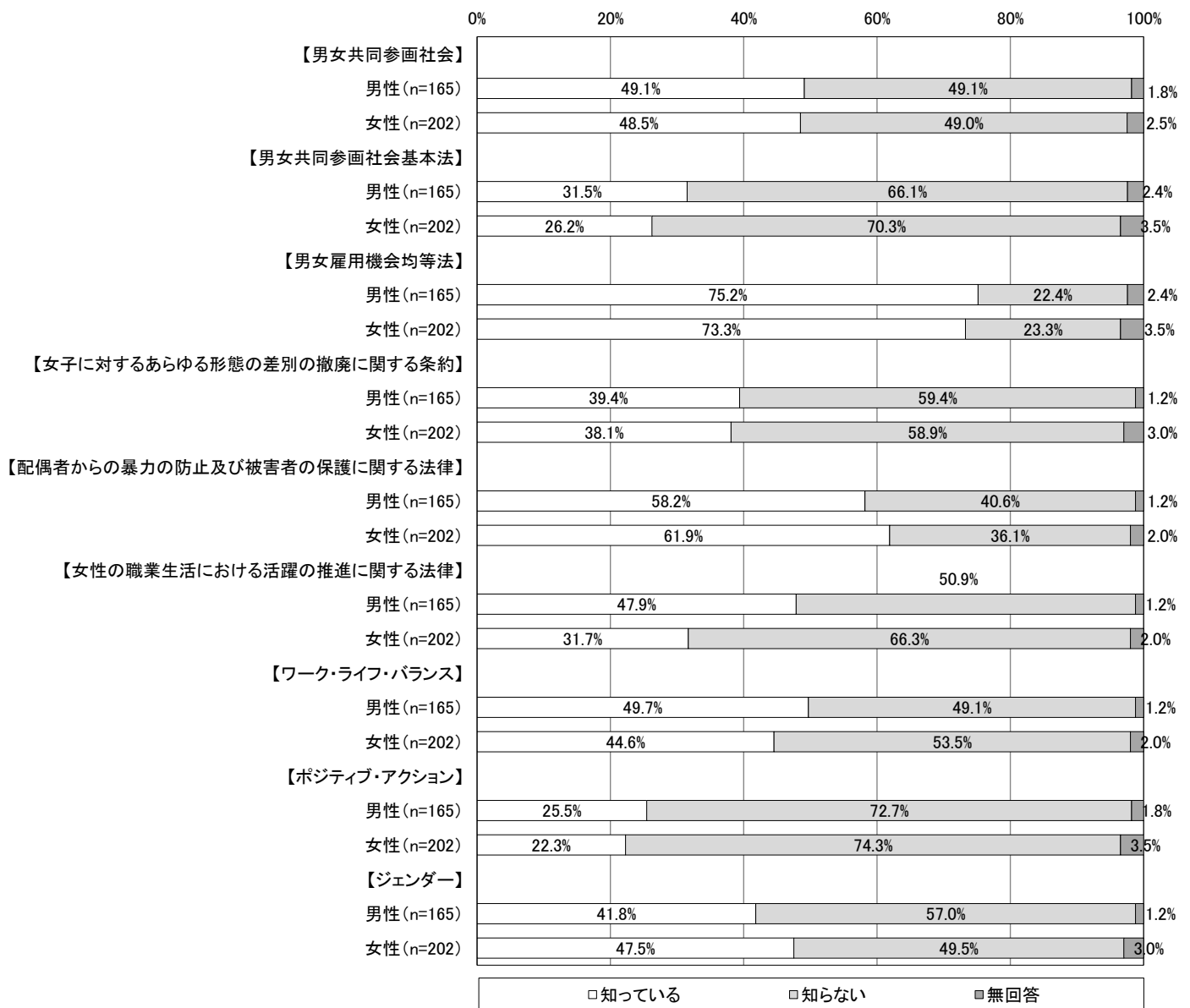
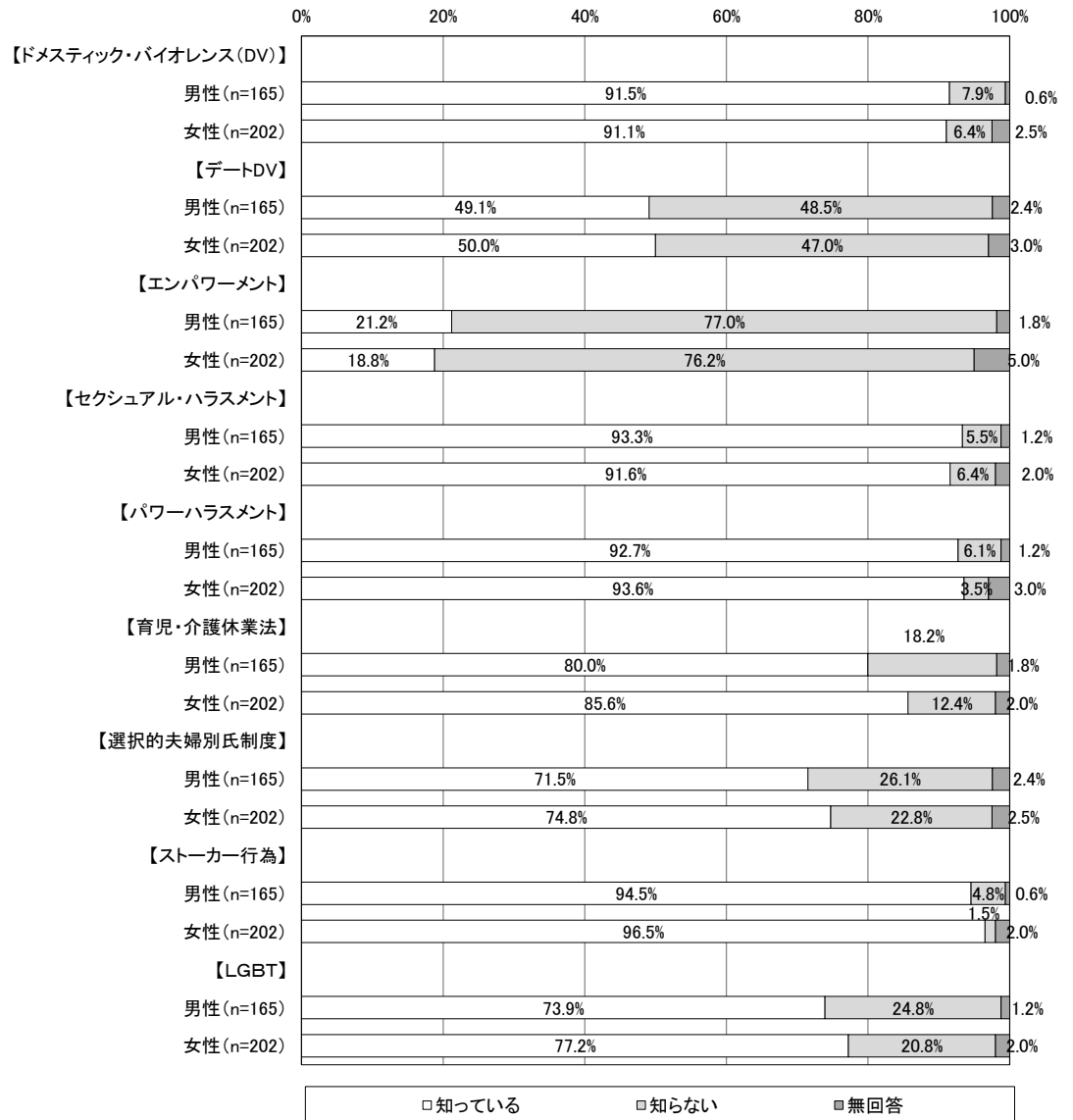


銚田市 男女共同参画社会に関する市民意識調査報告書より見える課題

1. 各用語の認知度について

多くの項目で男女の認知度はほぼ同様ですが、「男女共同参画社会基本法」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」という法律に関する項目では、女性よりも男性の認知度が高くなっています。また、「ワーク・ライフ・バランス」等の就業に関する用語も男性の認知度が高い傾向があり、これらの女性への周知が必要となっています。





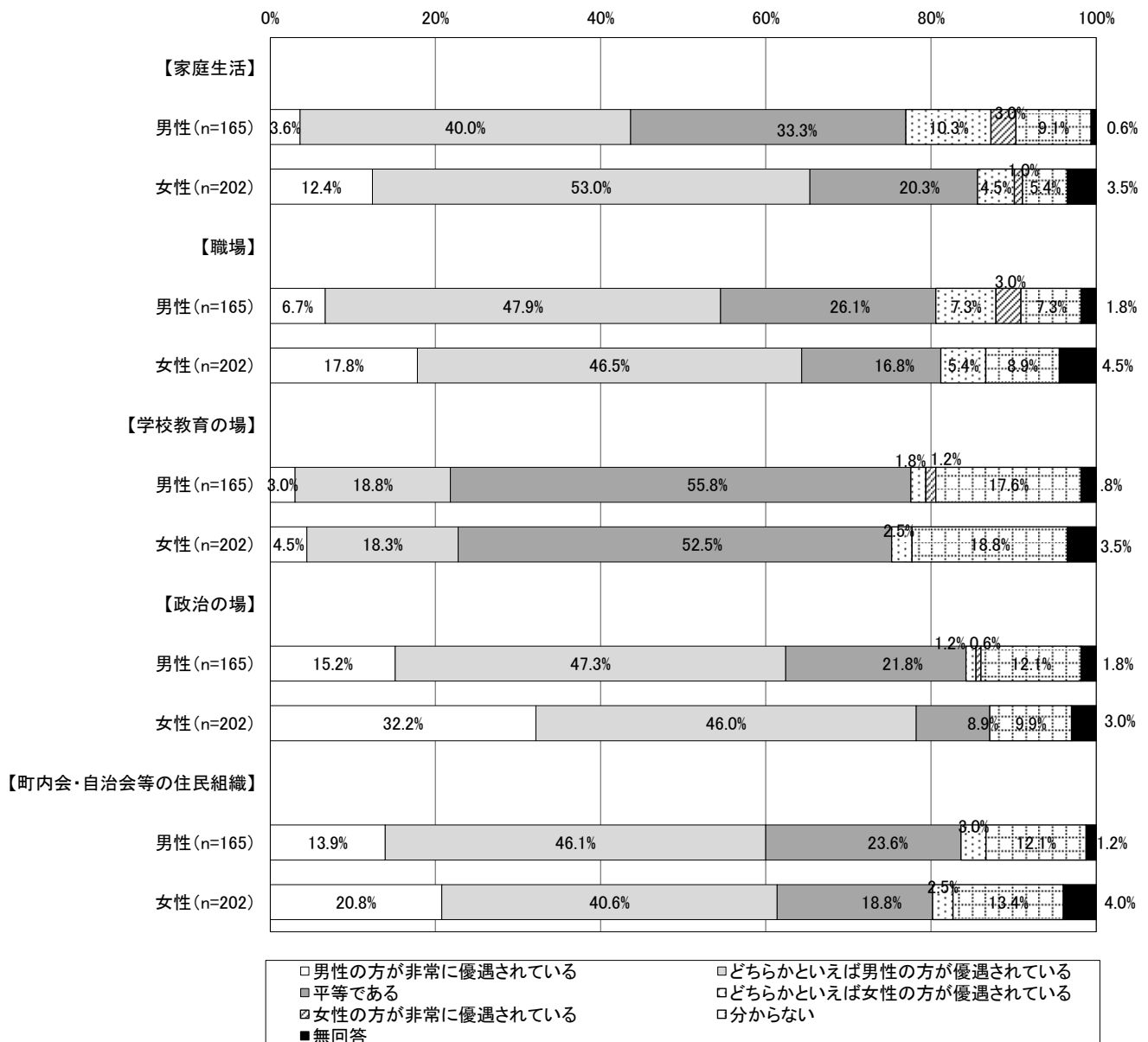
## 【各用語について】

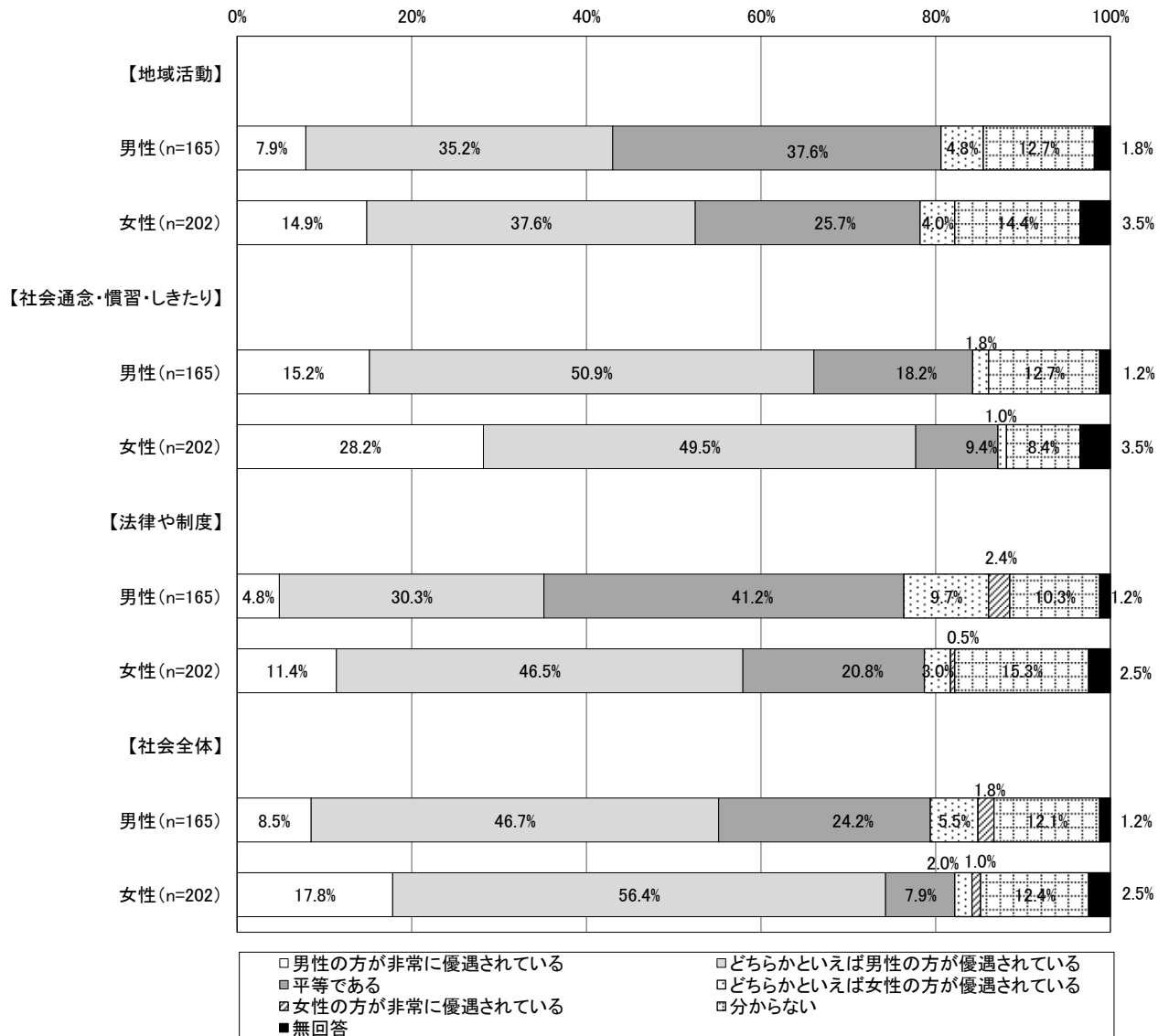
用 語	解 説
男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 11 年 6 月に公布、施行されました。
男女雇用機会均等法	正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」と言います。雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保を目的として、昭和 61 年 4 月から施行された法律です。同法では労働者の募集、採用、配置・昇進、福利厚生、定年・退職などにおいて男女間の差別の禁止などが規定されています。
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	あらゆる分野において女性差別を撤廃し、男女平等な権利の確立をめざして、1979 年に国連総会で採択され、日本は国籍法の改正や男女雇用機会均等法の公布、家庭科男女共修等の措置を講じた後の 1985 年に批准しました。
配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律	DVは家庭内の問題として捉えられ、被害者の救済が必ずしも十分に行われていませんでしたが、2001（平成 13）年 10 月に施行された同法により、DV加害者に対して被害者への接近禁止命令や住居からの退去命令などを発することができるようになりました。
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、平成 27 年 8 月に成立した法律です。この法律により、平成 28 年 4 月 1 日から、国、地方自治体や労働者 301 人以上の大企業は、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが新たに義務づけられています。
ワーク・ライフ・バランス	国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のことを言います。
ポジティブ・アクション	様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれかの一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員採用・登用の促進等が実施されています。
ジェンダー	生物学的性別に対して、社会によって作り上げられた「男性像」・「女性像」のような男女の別を示す概念であり、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではありません。

用 語	解 説
ドメスティック・バイオレンス (DV)	一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者からふるわれる暴力」のことを示すとされます。「暴力」とは、身体に対する暴力又はこれに準ずる有害な影響を及ぼす言動を指します。
デートDV	恋人や交際相手などの親密な関係にある者（配偶者等を除く）の一方から他方に対してふるわれる身体的、精神的及び性的暴力のことです。
エンパワーメント	力（パワー）をつけることの意です。女性のエンパワーメントは、男女共同参画社会の実現のため、女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し、行動していくことです。
セクシュアル・ハラスメント	性的いやがらせのことで、「優位な力関係を背景に、相手の意思にはして行われる性的な言動」と考えられています。
パワー・ハラスメント	同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為のことを言います。
育児・介護休業法	仕事と家庭の両立支援対策を充実するため、平成3年5月に施行された法律です。同法では、労働者が退職せずに育児や介護を行うことができるよう、休業、時間外労働の制限、勤務時間短縮制度等の措置について定められています。
選択的夫婦別姓制度	結婚後に夫婦同姓か夫婦別姓かを自由に選べる制度のことです。
ストーカー行為	特定の者に対する恋愛感情などの好意の感情やその行為がかなわなかったことに対する恨みから、つきまとい、待ち伏せ、交際の要求、無言電話等を繰り返し行うことです。
LGBT	性的少数者を指す言葉であり、レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(心と体の性の不一致)の頭文字をとった総称のことを言います。

## 2. 各分野における男女の地位について

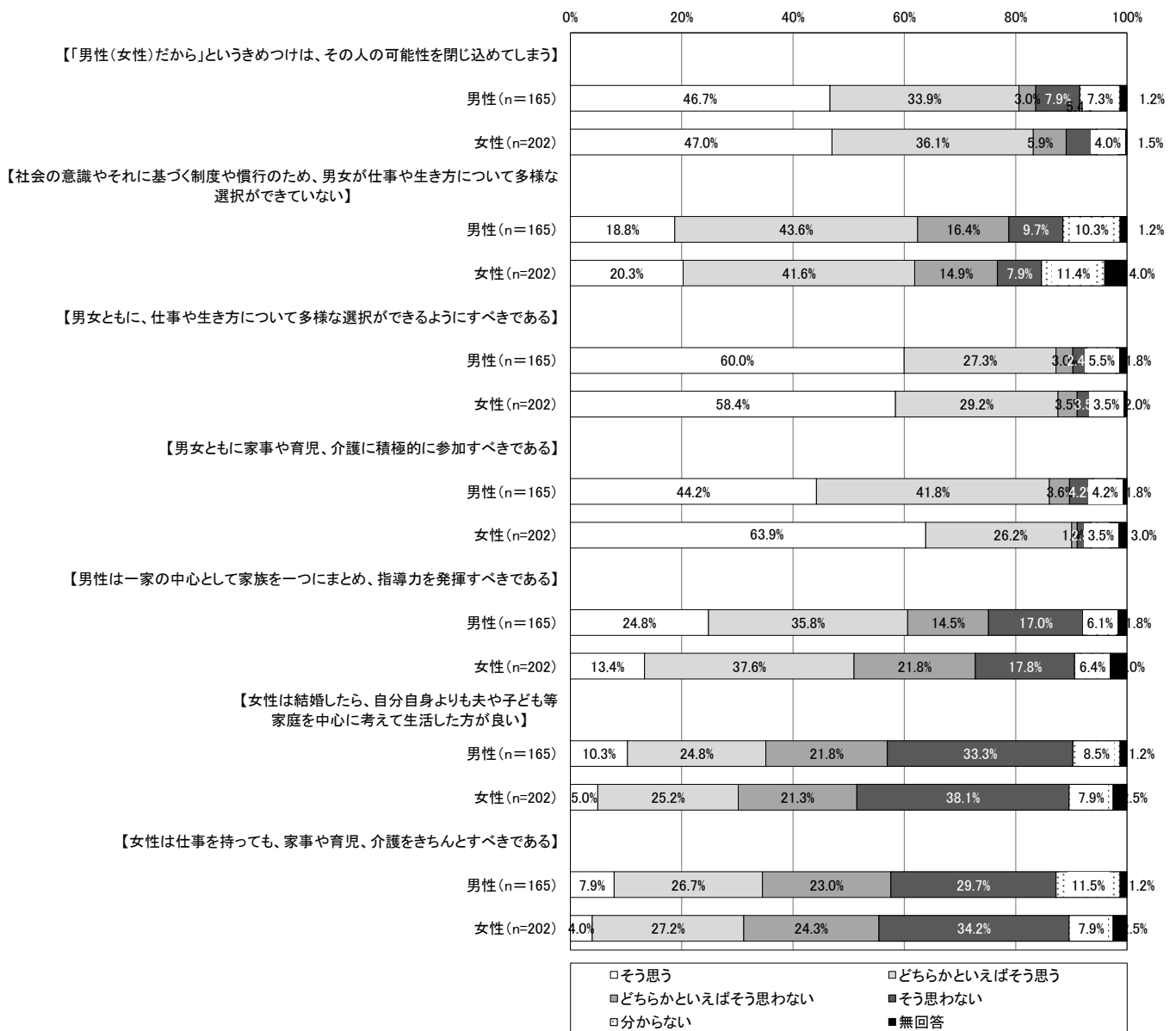
全ての分野で、男性よりも女性の方が「男性の方が優遇されている」と回答しています。特に、「政治の場」、「社会通念やしきたり」、「法律や制度」、「社会全体」ではその差が大きくなっています。このように、各分野における男女の意識の差があることから、各分野における男女共同参画の取り組みがさらに重要となります。しかし、「教育の場」においては男女とも「平等」という回答が多くなっていることから、学校教育では男女共同参画の意識が根付いているといえます。

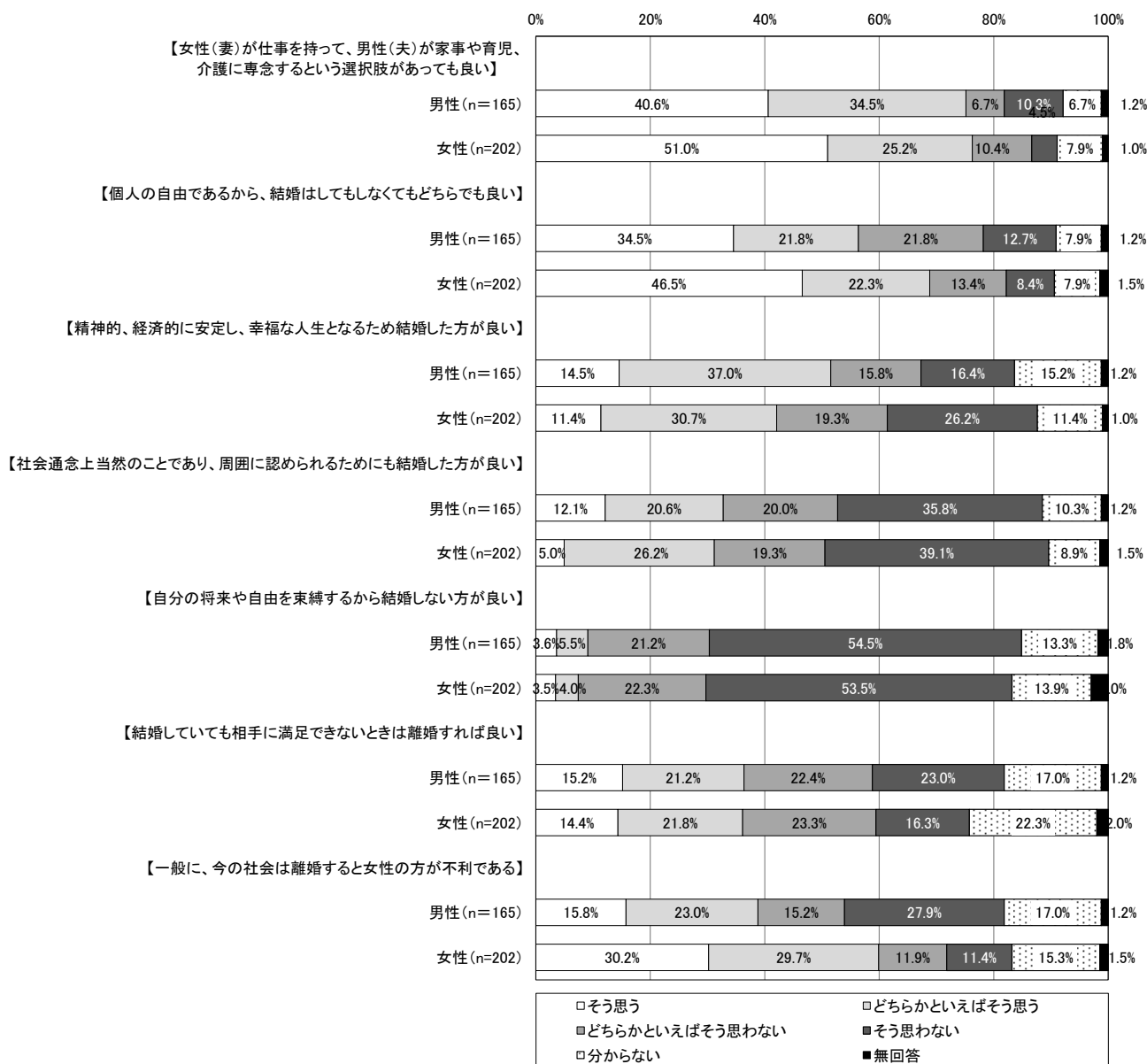




### 3. 男女の生き方や家庭生活等に関する考え方について

男女の生き方や家庭生活に関する考え方は、多くの項目で男性と女性の意識は同じと言えますが。「男女ともに家事や育児、介護に積極的に参加すべきである」、「女性（妻）が仕事を持って、男性（夫）が家事や育児、介護に専念するという選択肢があっても良い」、個人の自由であるから、結婚はしてもしなくてもどちらでも良い」、「一般に、今の社会は離婚すると女性の方が不利である」という項目では、男性よりも女性の方が「そう思う」という回答が多くなっています。また、「男性は一家の中心として家族を一つにまとめ、指導力を発揮すべきである」、「精神的、経済的に安定し、幸福な人生となるため結婚した方が良い」という回答は女性よりも男性の方が「そう思う」という回答が多くなっています。女性は、家事や育児への男性の参加を求め、結婚に関しては必ずしもした方が良いという回答は少ない一方、男性は、結婚に関しては肯定的な意識となっています。よって、男女の意識の差を考慮した家庭生活のあり方を啓発していくことが重要です。

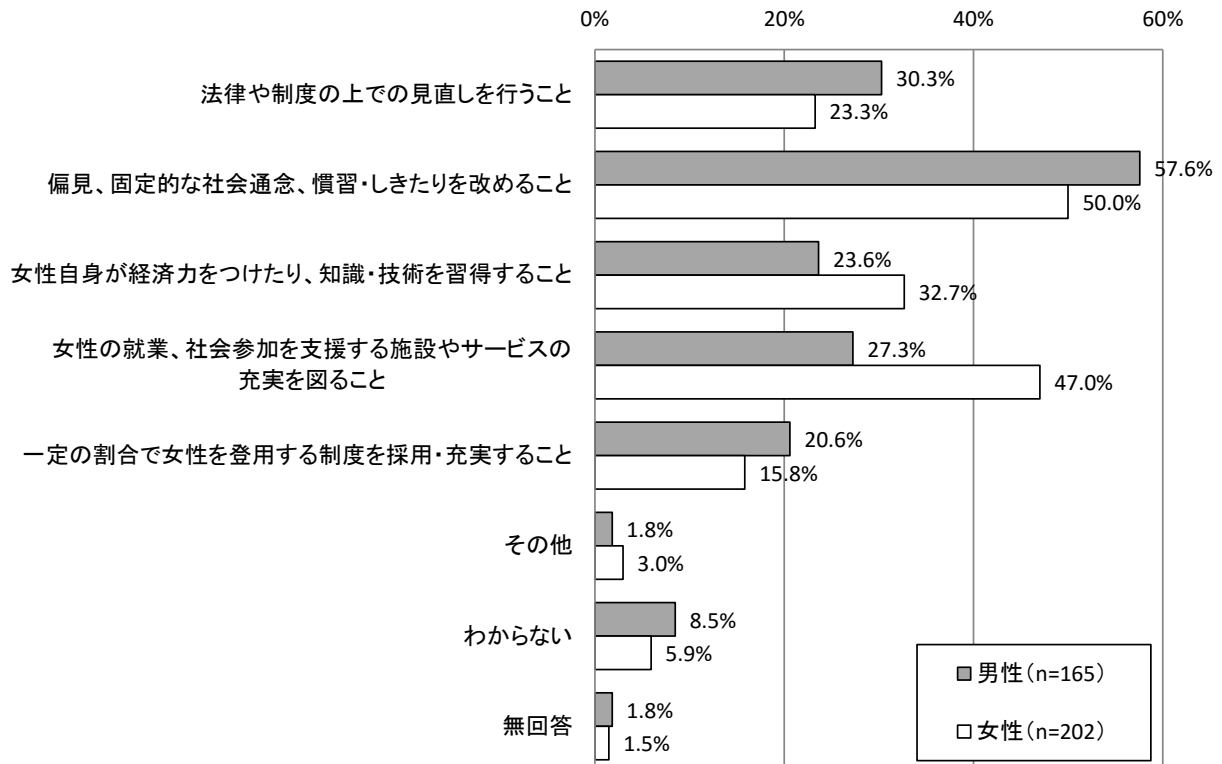






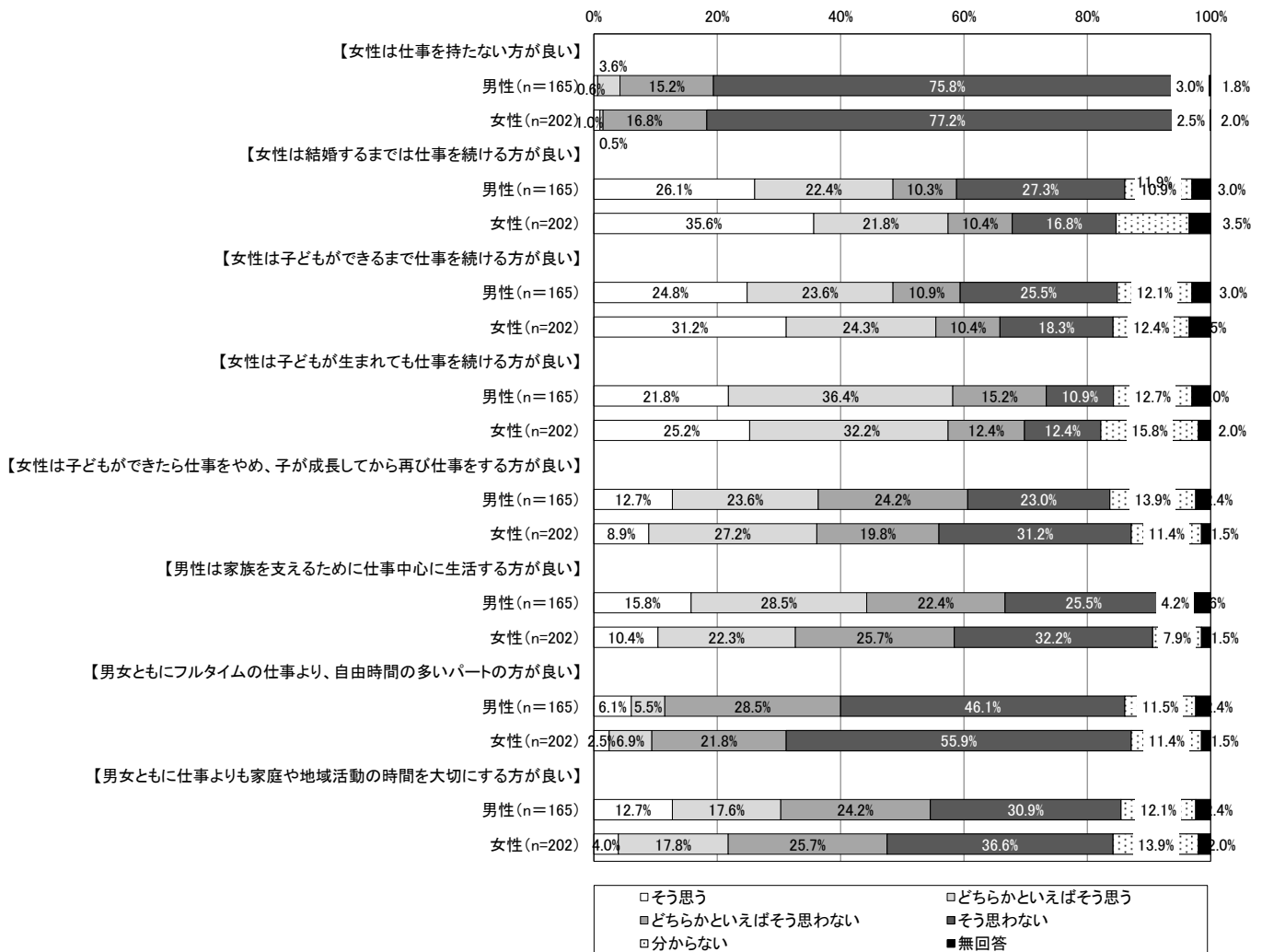
#### 4. 男女が社会のあらゆる分野で平等になるために重要と思うこと

男女とも「偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」という回答が多くなっていますが、男性の第2位が「法律や制度の上での見直しを行うこと」に対し、女性は「女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること」となっています。また、女性は「女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得すること」という回答が多くなっています。男性は制度や法律面での見直しが重要と考えているのに対し、女性は、自らが力をつけることや、施設やサービスの充実が重要と考えていることから、制度的な検討ではなく、女性のエンパワーメントを助長する施策を検討していく必要があります。



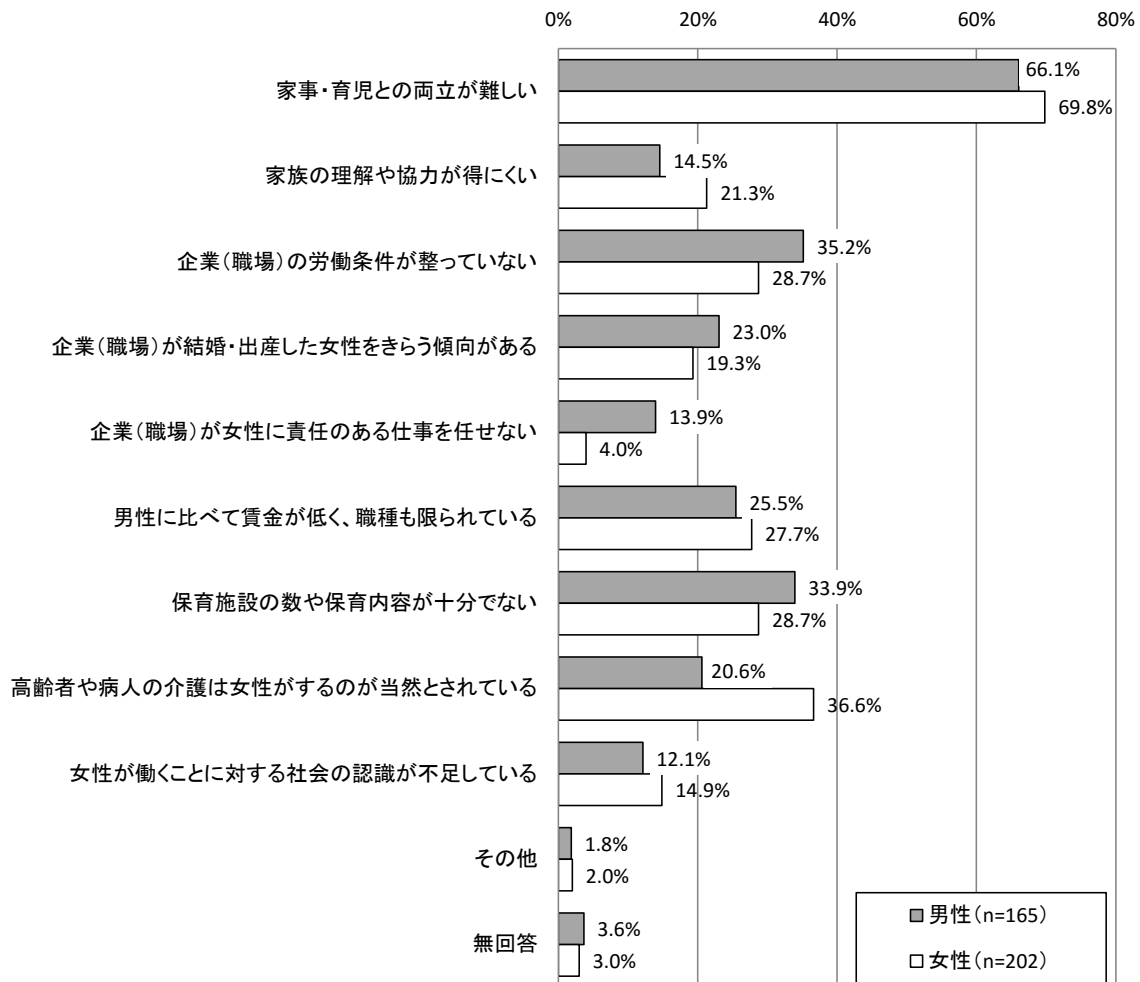
## 5. 男女が働くことについて

男女の就労については、男性よりも女性の方が、各場面で「仕事を続ける方がよい」という回答が多くなっていることから、女性がいつまでも就労できるような環境づくりが必要です。また、男性よりも女性の方が「男性は家族を支えるために仕事中心に生活する方がよい」において「そう思わない」という回答が多く、男性は約 25%に留まっていることから、男性のワーク・ライフ・バランスについて啓発を行っていく必要があります。



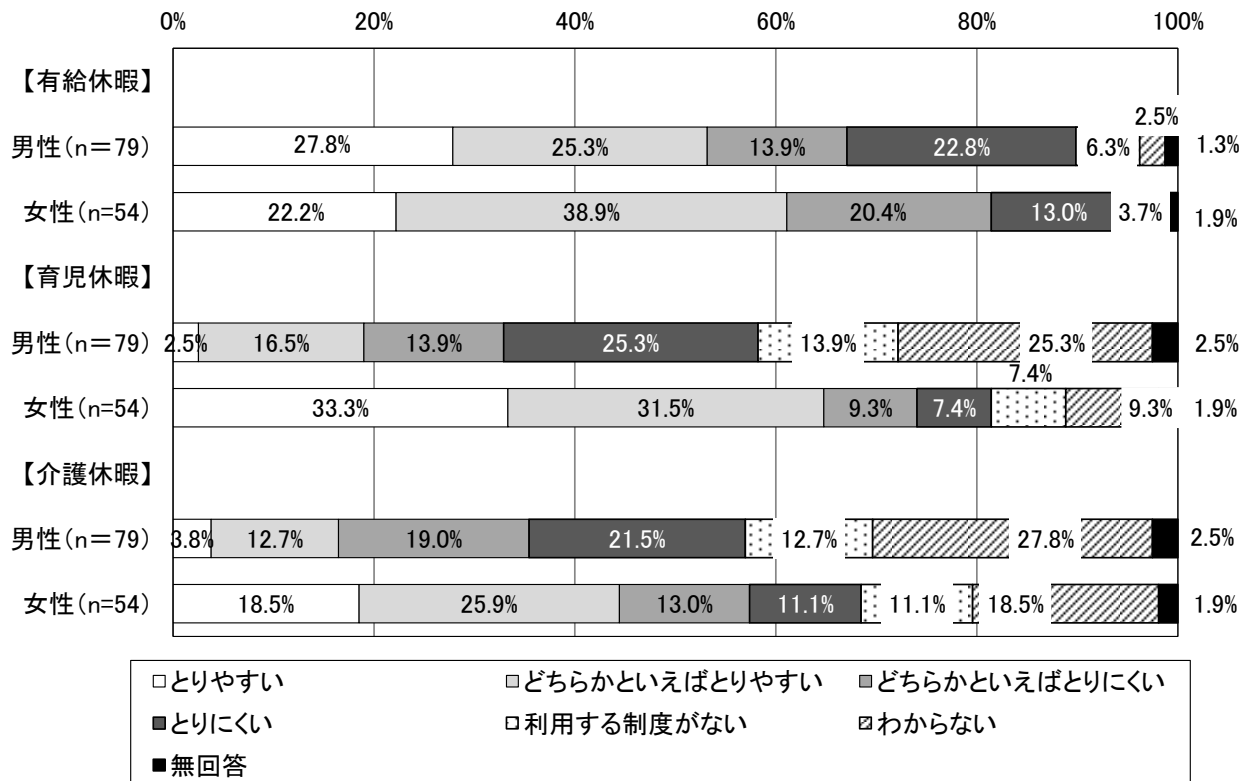
## 6. 女性が仕事を続けていく上で、障害となっていること

多くの項目で、男女とも同様の傾向ですが、差が多い項目としては、「高齢者や病人の介護は女性がするのが当然とされている」という回答は男性よりも女性の方が16ポイント多くなっていることから、家庭生活、特に高齢者の介護等について男性の積極的な参加が求められます。



## 7. 職場における休暇の所得について

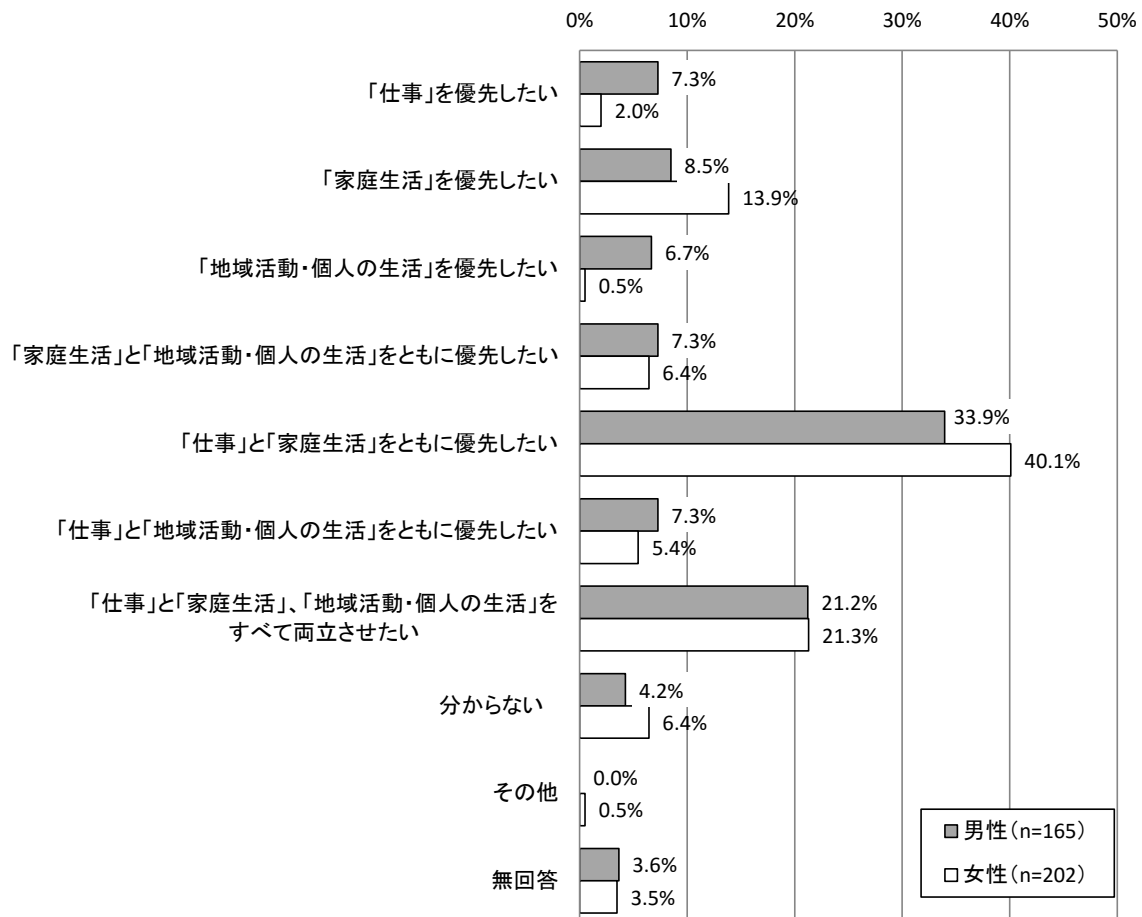
有給休暇については、女性よりも男性の方が「とりにくい」という回答が多くなっています。また、育児休暇や介護休暇は男性の「取りやすい」、「どちらかといえば取りやすい」という回答が女性に比べ極端に少なくなっています。男性の育児休暇や介護休暇の取得について啓発を行う必要があります。



## 8. 仕事、家庭生活、地域活動・個人の活動の理想と現実について

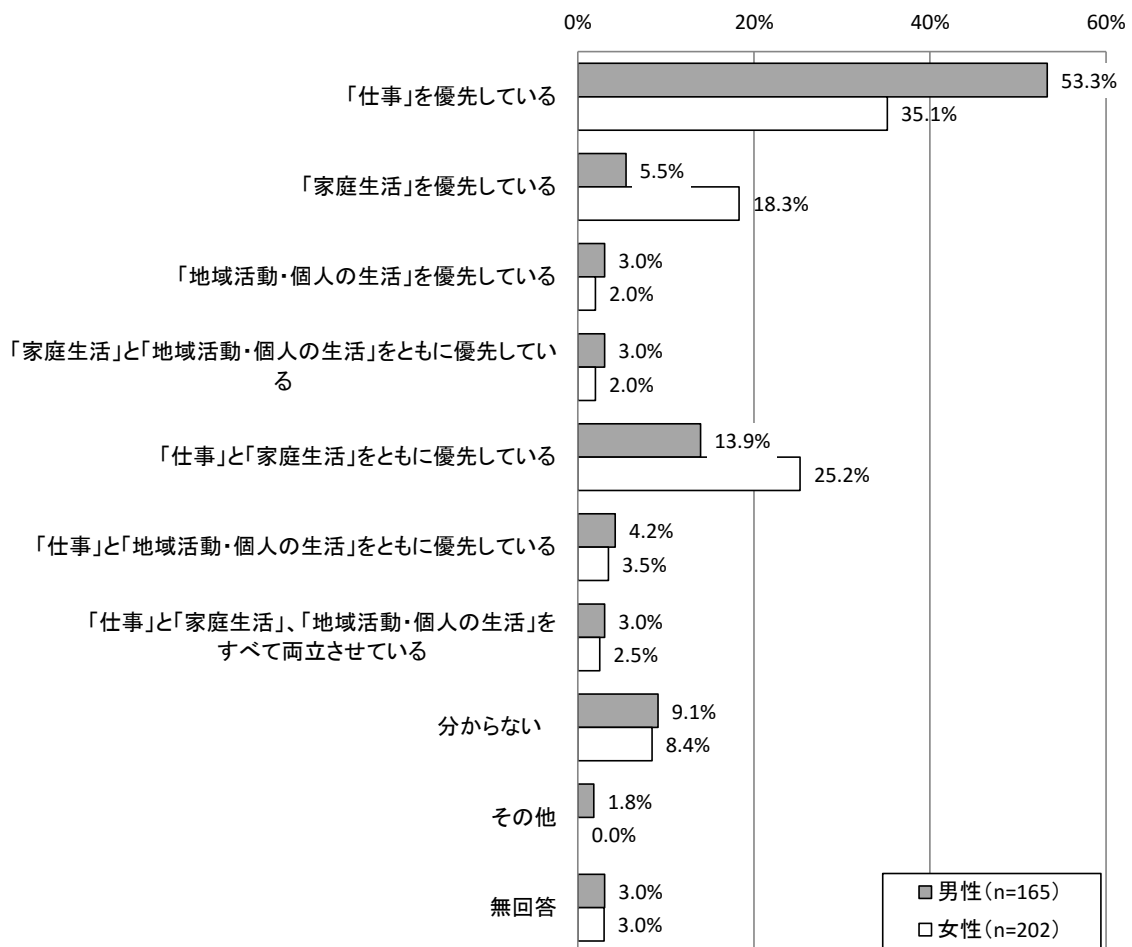
### 【理想】

理想としては、男女ともに「仕事」と「家庭生活」とともに優先したい」という回答が最も多く、続いては「仕事」と「家庭生活」、「地域活動・個人の生活」をすべて両立させたい」となっています。



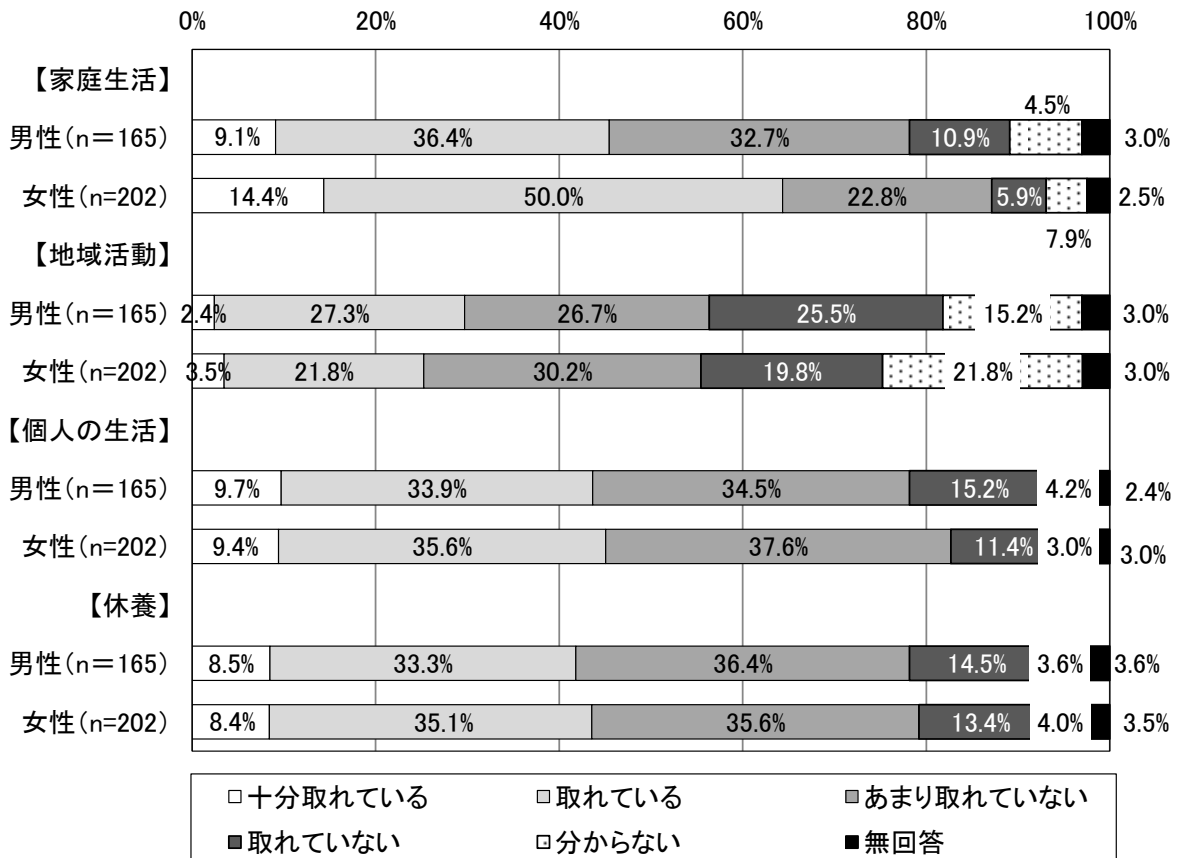
## 【現実】

現実では、男女ともに「仕事を優先している」という回答が最も多くなっています。続いては「仕事」と「家庭生活」とともに優先している」となっていますが、女性は「家庭生活を優先している」という回答も多くなっています。また、「仕事」と「家庭生活」、「地域活動・個人の生活」をすべて両立させている」という回答は男性3%、女性2.5%となっていることから、ワーク・ライフ・バランスの推進と家庭生活・個人の活動も含めた生活が送れるよう、啓発を行っていくことが重要です。



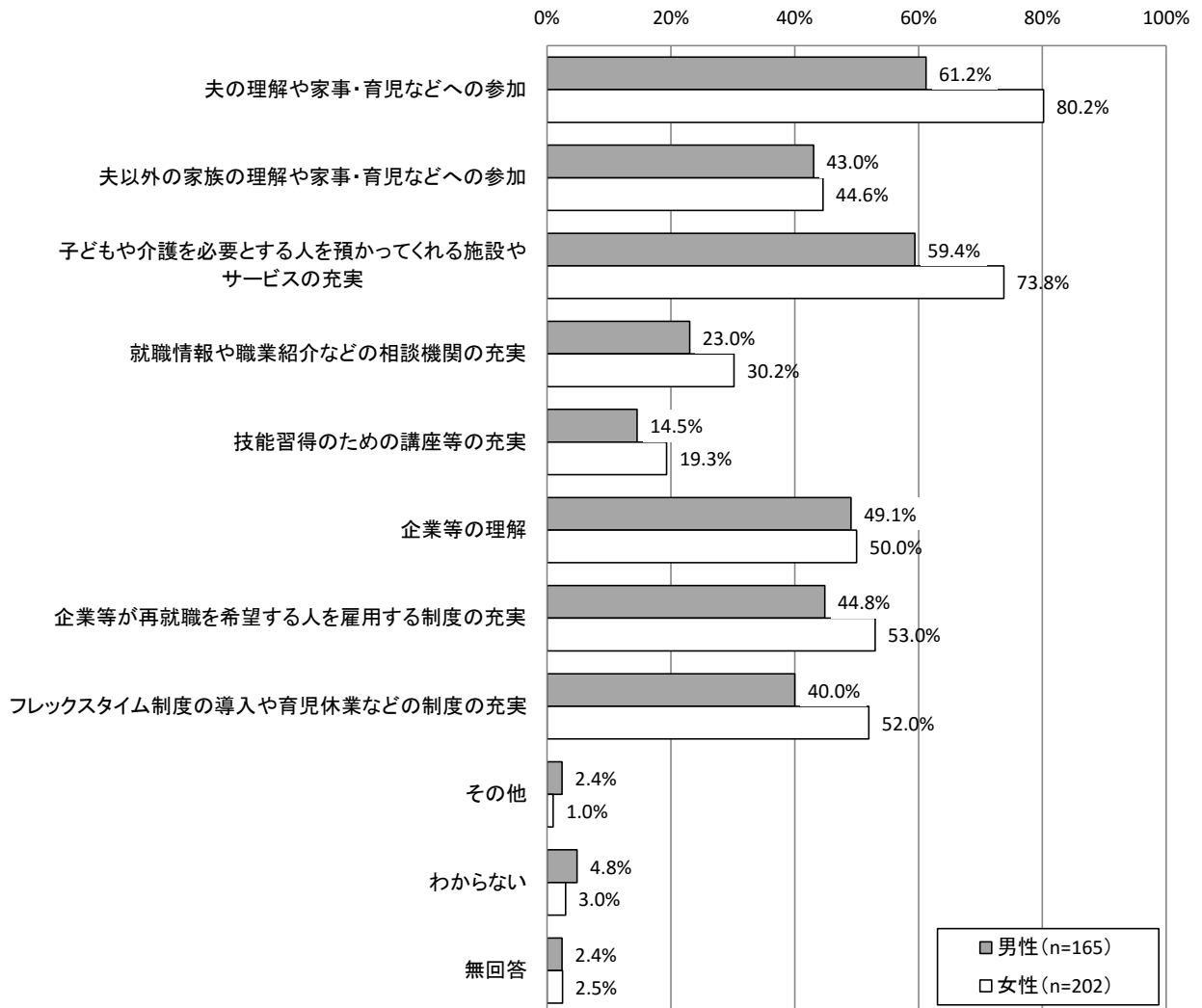
## 9. 家庭生活、地域活動・個人の活動の生活のための時間について

地域活動、個人の生活、休養については、男女とも大きな差はありません。しかし、家庭生活では、女性に比べ男性の「十分とれている」、「取れている」という回答が少なくなっており、特に男性の家庭生活の時間の確保が必要になっています。



## 10. 女性が出産・育児のために退職し、再就職するために必要なこと

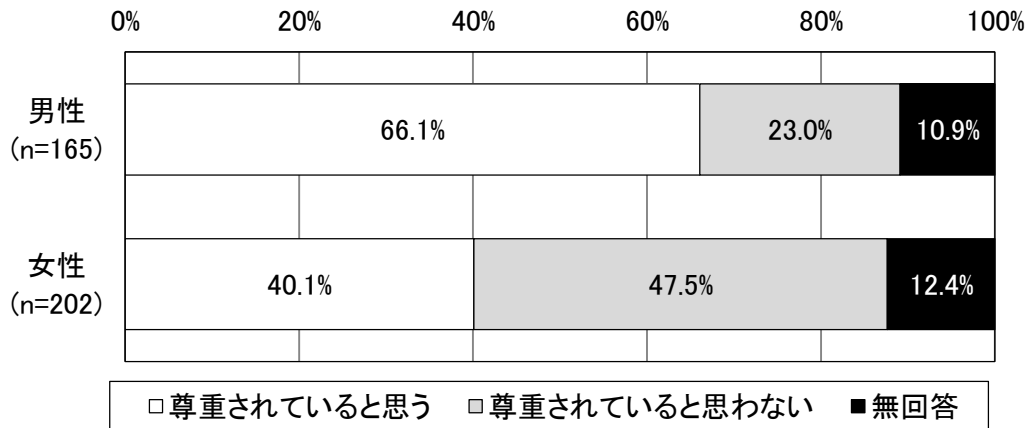
男女での回答の差が大きい項目としては、「夫の理解や家事・育児などへの参加」、「子どもや介護を必要とする人を預かってくれる施設やサービスの充実」という項目で男性よりも女性の回答が多くなっています。特に男性の家事や育児への参加では約20ポイントの差があることから、家庭内の役割分担について男性の積極的な参加が求められています。





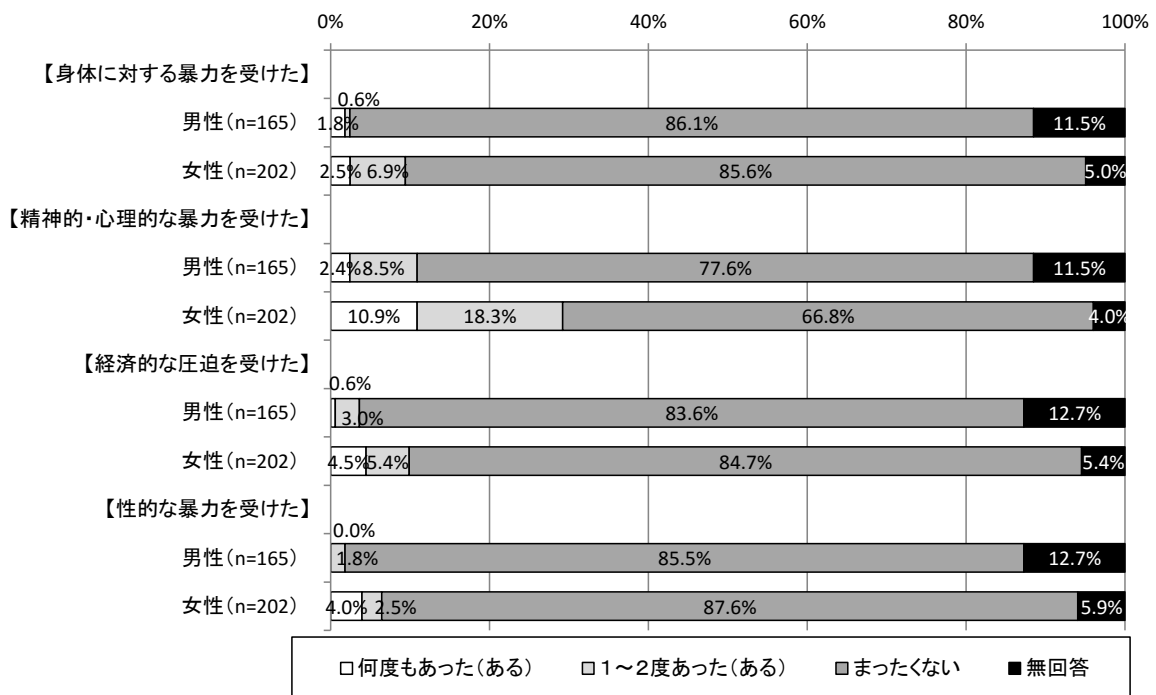
## 11. 女性の人権が尊重されていると思うか

女性の人権については、男性の66.1%が「尊重されている」という回答に対し、女性は40.0%に留まっています。男女の意識の差が大きくなっていることから、女性の人権についての啓発を行い、男女共同参画社会の構築を目指していくことが重要です。



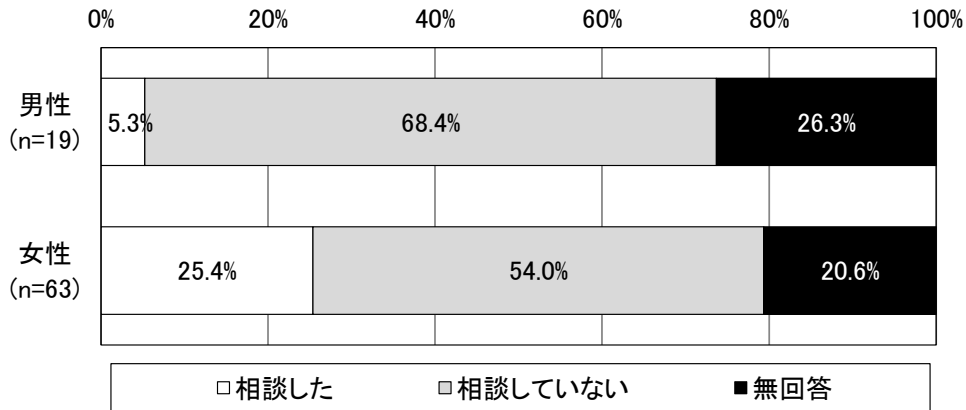
## 12. DVの経験について

DVの経験では、男性よりも女性の方が「何度もあった」、「1～2度あった」という回答が多くなっています。特に「精神的・心理的な暴力」については、3割近くの女性が「あった」と回答しています。依然として女性が暴力を受ける頻度が高くなっていることから、暴力の防止に向けた取り組みが必要となっています。



### 13. DVを受けた時の相談について

DVを受けた際の相談については、「相談した」という回答は男性 5.3%、女性 25.4%となっています。多くの方が暴力を受けても相談していないとしており、相談体制の整備や相談できる場の拡充等、被害者が相談しやすい環境をつくっていくことが重要です。



#### 【アンケートを通しての課題】

- ・男女の地位については、「家庭生活」や「職場」など多くの分野において、男性よりも女性の方が「男性の方が優遇されている」と回答しており、男女の意識に差が見られます。一方、「学校教育の場」では「平等になっている」という回答が多く、他の分野に比べ男女共同参画が進んでいると言えます。各分野において、男女が「平等になっている」と感じる事のできる社会をどのように構築していくかが課題となります。
- ・女性の就労についての意識は男女で異なり、結婚してからや子どもが生まれてからも仕事を続けたいと考える女性が多くいます。女性が結婚してからや子どもが生まれてからも仕事を続けることが出来るような意識や体制をどのように作っていくかが課題となります。
- ・男性の育児休暇や介護休暇は、女性と比べ取得しにくくなっています。男女共同参画や女性活躍の推進には、育児や介護への男性の積極的参加が必要であり、意識をどのように醸成していくかが課題となります。
- ・男女ともに、仕事、家庭生活、地域活動・個人の生活についての理想と現実は大きく乖離しています。ワーク・ライフ・バランスの観点も踏まえ、どのように理想へ近づけていくかが課題となります。
- ・DVの経験については、男性よりも女性の方が多くなっています。また、男女ともに被害を受けた方の半数以上がどこにも相談していないと回答しています。DV防止の取組のみならず、DVを受けた方へのケアをどのようにしていくかも課題となります。